

改正

平成23年9月20日水管規程第4号

平成25年10月1日横書き施行

平成26年3月31日水管規程第2号

令和元年9月11日上下水管規程第2号

令和3年10月28日上下水管規程第7号

佐倉市水道事業指定給水装置工事事業者規程

佐倉市給水工事指定業者規程（平成2年佐倉市水道部管理規程第12号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この管理規程は、佐倉市水道事業給水条例（昭和34年佐倉市条例第16号。以下「条例」という。）第7条第3項の規定により上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が指定する指定給水装置工事事業者に関し必要な事項を定めるものとする。

（業務処理の原則）

第2条 指定給水装置工事事業者は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「施行規則」という。）、条例、佐倉市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道部管理規程第1号）及びこの規定並びにこれらの規定に基づく管理者の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

（指定の申請）

第3条 条例第7条第1項の指定は、給水装置（配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。以下同じ。）の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去に関する工事（以下「給水装置工事」という。）の事業を行う者の申請により行う。

2 指定給水装置工事事業者として指定を受けようとする者は、施行規則第18条第1項の申請書を管理者に提出しなければならない。

3 前項の申請には、施行規則第18条第2項各号に規定する書類を添付しなければならない。

（指定の基準）

第4条 管理者は、第3条第1項の申請をした者が法第25条の3第1項各号のいずれにも適合して

いると認めるときは、条例第7条第1項の指定をしなければならない。

(指定の更新)

第5条 前2条の規定は、法第25条の3の2の規定による指定の更新について準用する。

(指定給水装置工事事業者指定証の交付)

第6条 管理者は、法第16条の2第1項の指定若しくは法第25条の3の2の更新をしたとき又は次条第1項の変更の届出があったときは、指定給水装置工事事業者指定証（別記様式第1号。以下「指定証」という。）を交付する。

2 指定給水装置工事事業者は、指定の更新の決定がなされたとき又は指定が失効したときは、管理者に効力を失った指定証を返納するものとする。

3 指定給水装置工事事業者は、事業を廃止しようとするとき、又は指定の取消しを受けたときは、管理者に指定証を返納するものとする。

4 指定給水装置工事事業者は、事業を休止しようとするとき、又は指定を停止されたときは、管理者に指定証を提出するものとする。

5 管理者は、指定給水装置工事事業者が事業の再開を届け出たとき、又は指定の停止期間が経過したときは、指定証を返還するものとする。

6 指定給水装置工事事業者は、指定証を汚損し、又は紛失したときは、佐倉市指定給水装置工事事業者指定証再交付申請書（別記様式第2号）を管理者に提出することにより再交付を求めることができる。

(変更の届出等)

第7条 指定給水装置工事事業者は、法第25条の2第2項第1号及び第2号に掲げる事項に変更があったとき又は給水装置工事事業者の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、その旨を管理者に届け出なければならない。

2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあった日から30日以内に施行規則第34条第2項の届出書に同項各号に規定された書類を添えて管理者に提出しなければならない。

3 第1項の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、事業の再開したときは、当該再開の日から10日以内に、施行規則第35条の届出書を管理者に提出しなければならない。

(指定の停止)

第8条 管理者は、指定給水装置工事事業者が法第25条の11第1項各号のいずれかに該当する場合において、当該指定給水装置工事事業者に特段の事情があると認めるときは、指定の取消しに代

えて、6月以内の期間を定めて指定を停止することができる。

(指定等の公示)

第9条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その都度公示するものとする。

- (1) 指定給水装置工事事業者の指定をしたとき。
- (2) 指定給水装置工事事業者の指定の更新をしたとき。
- (3) 指定給水装置工事事業者から給水装置工事業の廃止、休止又は再開の届出があったとき。
- (4) 指定給水装置工事事業者の指定を取消したとき。
- (5) 指定給水装置工事事業者の指定を停止したとき。

(給水装置工事主任技術者の職務)

第10条 給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）は、次に掲げる職務を誠実にこなわなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令に定める基準に適合していることの確認
- (4) 条例第2条の給水区域において施行する給水装置工事に関し、管理者と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。

ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

イ 施行規則第36条第1項第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整

ウ 給水装置工事（施行規則第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）を完了した旨の連絡

(主任技術者の選任等)

第11条 指定給水装置工事事業者は、第4条の指定を受けた日から2週間以内に、事業所ごとに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

2 指定給水装置工事事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から2週間以内に新たに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

3 指定給水装置工事事業者は、主任技術者を選任又は解任したときは、施行規則第22条に規定す

る様式により、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

- 4 指定給水装置工事事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、一の事業所の主任技術者が、同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の主任技術者が当該2以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

(修繕工事の施行)

第12条 指定給水装置工事事業者は、水道使用者等から給水装置又は受水槽に接続する装置の修繕に係る工事の依頼を受けたときは、速やかに施行するものとする。

(修繕工事の報告)

第13条 指定給水装置工事事業者は、給水装置の修繕に係る工事を施行したときは、直ちに給水装置修繕報告書(別記様式第3号)を管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定給水装置工事事業者は、使用水量に影響のない給水装置の修繕に係る工事を施行したときは、給水装置修繕報告書を工事を施行した月の翌月10日までに管理者に提出しなければならない。

(指定給水装置工事事業者等審査委員会)

第14条 上下水道部に次の各号に掲げる事項を審査するため、指定給水装置工事事業者等審査委員会を置く。

- (1) 法第25条の11第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定の取消しに関すること。
- (2) 第8条の規定による指定給水装置工事事業者の指定の停止に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

- 2 指定給水装置工事事業者等審査委員会の組織、運営その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この管理規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月20日水管規程第4号)

この管理規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月31日水管規程第2号抄)

(施行期日)

- 1 この管理規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月11日上下水管規程第2号)

この管理規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和 3 年10月28日上下水管規程第 7 号）

この管理規程は、令和 3 年11月 1 日から施行する。

別記

様式第 1 号（第 6 条関係）
指定第 号

指定給水装置工事事業者指定証

氏名又は名称

所 在 地

代表者氏名

佐倉市水道事業給水条例第 7 条第 1 項の指定について、水道法第 1 6 条の 2 第 1 項の規定により佐倉市水道事業指定給水装置工事事業者に指定する。

指定期間 年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

佐倉市上下水道事業管理者

様式第2号（第5条関係）

指定給水装置工事事業者証再交付申請書

年 月 日

（宛先）佐倉市上下水道事業管理者

申請者 指定番号第 号
氏名又は名称
所在地
代表者氏名
電話番号

次の理由により指定給水装置工事事業者証の再交付を受けたいので、佐倉市水道事業指定給水装置工事事業者規程第6条第5項の規定により申請します。

申請理由

備考 指定給水装置工事事業者証を汚損したことにより再交付を申請する場合は、当該汚損した指定給水装置工事事業者証を添付すること。

